

# 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター温室効果ガス排出抑制実施計画

平成 21 年 3 月 31 日  
20 国研セ第 3-99 号  
最終改正 令和 4 年 9 月 21 日  
4 国研セ第 22091403 号

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「センター」という。）は、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（令和3年10月22日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和4年5月27日地球環境温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づく政府関係機関が進める温室効果ガスの排出抑制に係る取組に鑑み、以下の取組みを行うこととする。

## 第1 実施計画の対象範囲

本実施計画の対象範囲は、センターが行うすべての事務及び事業とする。

なお、海外で行う研究活動等においても、原則、以下の取組みに配慮するものとする。

## 第2 実施計画の期間等

本実施計画は、2021（令和3）年度から2030年度までの期間を対象とする。

## 第3 温室効果ガス排出量の削減

2013（平成25）年度を基準として、センターの事務事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標とする。

この目標は、取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

## 第4 事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス排出量等の点検・公表

センターでは、実施計画の期間中、毎年度、その事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の点検を行い、その結果を公表する。公表に当たっては、本所及び研究拠点ごとの排出量及び基準年との比較も併せて公表する。

また、組織の改編、研究施設の統廃合等要因分析も合わせて公表する。

## 第5 温室効果ガスの排出の抑制等のために実施する措置の考え方

財やサービスの購入に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づく環境物品の購入を積極

的に進めるとともに、本計画に定める措置について、センター全職員へさらに徹底していく。

また、当センターは開発途上にある海外の地域で研究活動を実施しており、温室効果ガス排出抑制技術の開発、東南アジアにおけるバイオマス利活用技術の開発など、地球温暖化対策のための研究を推進し、その成果を公表・普及することにより社会への貢献に努めていく。

## 第6 温室効果ガスの排出削減等のための具体的措置

### 1. 自動車の使用に関する措置

- (1) 事業用車（リース車含む）の導入・更新にあたっては、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、全て電動車とする。
- (2) 車ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。
- (3) 待機中のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等環境に配慮した運転を行うとともに、急発進、急加速を行わない。

### 2. 施設のエネルギー使用に関する措置

- (1) エネルギー消費効率の高い機器の導入や節電等に努める。
- (2) 現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択するとともに集約化に努める。また、これらの機器等の新規購入に当たっても同様とする。
- (3) 蛍光灯等の照明器具については、LED照明への改修等により消費電力の少ない機器の導入を推進する。
- (4) 室内における冷暖房温度の適正管理を一層徹底し、空調設備の適正運転を行う。
- (5) 職員においては、「クールビズ」「ウォームビズ」を励行する。
- (6) 発熱の大きいOA機器類の配置を工夫する。
- (7) 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を行う。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外の消灯を徹底する。
- (8) トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。
- (9) 計画的な定時退所の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

### 3. 用紙類の使用に関する措置

- (1) コピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙の使用に努める。

- (2) 事務用封筒については、原則として間伐材を使用した製品とする。
- (3) 印刷物については、再生紙や間伐材を使用した紙製品を使用する。その際には、古紙パルプ配合率や間伐材配合率の明記に努める。
- (4) 両面印刷、両面コピーの徹底を図る。
- (5) 使用済み用紙の裏面使用や使用済み封筒の再使用を行う。
- (6) 温室効果ガスの排出削減の観点から、ペーパーレスシステムの早期の確立を図るため、電子メール、所内LANの活用及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用による情報システムの整備を進める。また、印刷物についても最小限の印刷数とし、電子媒体による配布を進める。

#### 4. 用水の使用に関する措置

- (1) 必要に応じ、節水コマ等の節水に有効な器具を設置する。
- (2) 一定量の確保・利用が不可欠な飼育水(海水)及び研究用水についても、飼育、生育状況に配慮しつつ、その使用の効率化に努める。

#### 5. 廃棄物に関する措置

- (1) 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- (2) 古紙、缶、瓶、ペットボトルの分別回収を徹底し、廃棄物の削減に努める。

#### 6. その他温室効果ガスの排出の抑制に関する措置

- (1) 再エネ電力に関する措置
  - 調達する電力を再生可能エネルギー電力又は排出係数の低い電力とするように努める。
- (2) 建築物の建築、改修に関する措置
  - ア 実験施設等建築物の建築、改修に当たっては、屋根、外壁、窓等の断熱性の高い建材の使用、温室効果ガス排出の少ない高効率な空調設備の導入や温室効果ガスの排出が相対的に少ない燃料が利用できる燃焼設備への変更等に努める。
  - イ 建築物の規模、構造等を踏まえつつ、太陽光等自然エネルギーを活用した設備の導入に努める。
  - ウ 実験施設等建築工事等において、支障のない限り、エネルギー消費量の少ない建設機械の使用を発注者として促す。
  - エ 出入車両からの温室効果ガス排出の抑制や建設廃棄物の適正処理等について発注者として促す。
- (3) 緑地の適切な維持・管理
  - 敷地内にある草地、樹林地、植栽等を二酸化炭素吸収源として捉え、適切に管理しその機能を維持する。

## 7. 職員に対する啓発

地球温暖化対策に関する職員への更なる意識啓発のため、ポスター、電子媒体による啓発に努めるとともに、本実施計画に係る毎年度の結果の周知等を行う。

## 8. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の評価・点検

センターの実施計画の適正な推進のため、センター実施計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、その運営について次のように定める。

### （1）推進本部の体制

ア 本部長は、センター理事をもって充てる。

イ 副本部長は、総務部長をもって充てる。

ウ 委員は、次に掲げるものをもって充てるほか、本部長は、臨時に委員を指名することができる。

①企画連携部長

②企画管理室長

③研究支援室長

④庶務課長

⑤財務課長

### （2）推進本部の業務

推進本部は、次に掲げる業務を行う。

ア 実施計画の改定案の作成に関すること。

イ 実施計画の推進に関すること。

ウ 実施計画の評価・点検及びその公表に関すること。

### （3）実施計画の推進

以下の組織・施設について、燃料等使用量の把握、評価・点検の周知、注意喚起は以下の者が行う。

ア 本所：企画連携部長、総務部長

イ 研究拠点：拠点所長、総務課長

### （4）委員会の庶務

委員会の庶務は、総務部財務課において処理する。